

# 地域おこし協力隊

## 市川隊員のきよさと再発見 vol.4



日盛りの続く時期が過ぎ、最近では秋めく日々を感じております。本州ではこの時期はまだまだ残暑が続きますので、北海道の季節の移り変わりの早さに関心を抱いております。

さて、私が勤務するきよさと観光協会では、レンタサイクルとして新たにイーバイク（電動アシスト付き自転車）を導入しました。

イーバイクは、ペダリングの際にドライブユニットで脚力をサポートしてくれるため、ペダリングの軽さに驚きます。自然と背中を押してくれるような心地よい感覚で、スピー



ドに乗るまでの時間が早く、爽快な気分にかけてくれます。「グランフォンドきよさと」は今年も中止となりましたが、来年こそは、私もスタッフの一員として、町に貢献できることを願っています。

① 網走市新町1丁目7番5号  
吉本ビル1階  
☎0152-6716120

② 斜里町青葉町38番地  
やすらぎの苑内

■名称  
斜網地域障がい者基幹相談支援センター「めいと」

■場所  
網走市新町1丁目7番5号  
吉本ビル1階  
☎0152-6716120

■お問い合わせ  
保健福祉課福祉介護グループ  
☎25-3847

■休館日  
土日祝日、12月29日から翌年1月4日まで

■営業日・営業時間  
平日  
午前9時から午後5時まで

■開設日  
令和3年8月2日(月)

■設置主体  
網走市・斜里町・清里町・小清水町・大空町

■運営主体  
社会福祉法人網走桂福祉会（一部業務社会福祉法人斜里福祉会）

■障がいのある方が地域の中で安心した生活を送るために、障がいのある方やその家族などの様々な相談に応じる体制の構築が長年の課題となっていました。そのため、網走市、斜里町、清里町、小清水町、大空町の1市4町の広域で、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援体制の強化や障がいの権利擁護・虐待防止など重層的な相談支援体制を図るため「斜網地域障がい者基幹相談支援センター」を設置しました。

### 斜網地域障がい者基幹相談支援センター「めいと」が開設されました

(サブライト事務所)  
☎0152-2312552

※②が清里町担当の事務所となります。

## 職員の懲戒処分の公表について

次のとおり懲戒処分を行いましたので公表します。

### ■事案の概要

令和2年4月頃から令和3年2月上旬にかけて、直属の部下である職員に対して厳しい叱責等によるパワーハラスメントを行った事実による地方公務員法第29条第1項第2号及び第3号並びに職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例第4条の規定による懲戒処分

### ■処分の内容

所属	職位	年齢	性別	処分量定	処分年月日	処分期間
総務課	管理職	50代	男性	停職6カ月	令和3年8月23日	令和3年9月1日 ～令和4年2月28日

## 美しいまち通信

清里町の地域資源  
①斜里岳のすそ野に広がる防風林の農村景観  
②斜里川が育んだ豊かな水と森林資源  
③大規模穀物栽培が育てた循環型農業



### 「日本で最も美しい村」オンライン大学 vol.2 (山形県大蔵村) を開催します ～ 大蔵村の持続可能なむらづくりについて ～

「日本で最も美しい村」連合主催による、加盟自治体の先進事例を学ぶ『日本で最も美しい村オンライン大学』が7月から実施されています。

第2回目の講師は、山形県大蔵村の加藤村長が務め、「大蔵村の持続可能なむらづくり」について講義いただきます。

町民の皆さんも参加いただける学習会ですので、ご興味のある方はぜひご参加ください。

■開催日時 9月17日(金) 10時～11時

■開催方法

ZOOM ウェビナー (お申込み時に記入いただいたメールに ZOOM の URL を送付します)  
※参加には、ZOOM にアクセスできるインターネット環境が必要となります。

■講師 山形県大蔵村 加藤 正美 村長

■講義テーマ 大蔵村の持続可能なむらづくり

■参加申込

次の URL また QR コードから Google フォームへ

アクセスし、申込みをお願いします。

○ Google フォーム URL

<https://forms.gle/8LcjVPCzoud8SZN67>

○ QR コード



■参加申込期限

9月10日(金) 17時まで

■山形県大蔵村とは

大蔵村は山形県のほぼ中央に位置しており、面積の85%を山林が占めています。また、1200年以上の歴史をもつ肘折温泉郷は、爆発を繰り返した肘折火山のカルデラの部分に当たり、周囲が岩肌の多い山々に囲まれた独特の景観を呈しています。

■問い合わせ

「日本で最も美しい村」連合 清里事務局  
(企画政策課まちづくりグループ ☎25-2135)

**税情報**

今月は町道民税などの納付月です

今月は、町道民税（2期）と国民健康保険税（4期）を納付する月です。

忘れずに納めてください。

■納期限  
9月30日（木）

■納付場所

○役場出納窓口

○札弦支所

○緑支所

○納付書記載の金融機関

また、町道民税（1期）、固定資産税（1・2期）、国民健康保険税（1・2・3期）、軽自動車税種別割（全期）と後期高齢者医療保険料（1・2期）の納期が過ぎています。

納め忘れていた方は、早急に納めてください。

■詳細

町民課税務・収納グループ  
☎25-2136

**生活情報**

起業支援事業の認定を行いました

起業・新事業創出支援事業について、下記事業を認定しましたので、清里町起業・新事業創出支援事業補助要綱第9条第5項の規定に基づき、事業内容などを公表します。

■申請者

清里町羽衣町42番地  
森野 浩幸

■業種 飲食店（そば屋）

■屋号など 秀峰庵

■事業の効果  
町内にはない業種として出店されることから、新たに町内外の来客が見込め、交流人口の増加が期待されるほか、清里町産ばたん蕎麦や野菜など地場産食材を提供することで清里町のPR、魅力向上への貢献が期待される。

■問い合わせ  
企画政策課地域振興グループ  
☎25-3601

**日本で最も美しい村ビューティフルデーの開催**

「日本で最も美しい村」連合では、連合設立日の10月4日を「美しい村の日」として設定しています。今年も設定し、立日直近の週末10月3日（日）に地域の清掃活動を行うビューティフルデーを開催します。住民一体となって、環境美化に取り組みましょう。

※新型コロナウイルスによる緊急事態宣言などの状況は踏まえ、実施の可否については、お知らせ版9月号でお伝えする予定です。

■問い合わせ

「日本で最も美しい村」連合  
清里事務局  
☎25-2135



昨年度のビューティフルデーの様子

**9月9日は救急の日  
新型コロナウイルス感染症の感染予防を  
踏まえた心肺蘇生法について**

突然の心肺停止で倒れた人の命を救うためには、その場に居合わせた人による心肺蘇生法の実施が必要不可欠です。一方で、心肺蘇生法の実施による新型コロナウイルス感染症への感染リスクもあることから、感染予防を踏まえた心肺蘇生法のポイントを次のとおりまとめました。

なお、AEDの装着と使用については、これまでどおり変更はありません。

■清里分署からのお願い

新型コロナウイルスに対応するため、119番通報時に発熱や感染者との接触などの情報の聞き取りを行っています。

通信員が聞き取りを行い、救急隊員は出動の準備をしていますので、落ち着いて質問に答えていただけるよう、ご協力よろしくお願います。

■問い合わせ

斜里地区消防組合清里分署  
☎25-2110

**新型コロナウイルス感染リスクを減らす心肺蘇生法のポイント**

- ①すべての傷病者に新型コロナウイルス感染の疑いがあるものとして対応しましょう。
- ②意識や呼吸の確認は、倒れている人の顔と応急手当を行う人の顔が近づきすぎないようにします。呼吸の確認は、胸とお腹の動きを見て判断します。
- ③胸骨圧迫を行う前に、タオルやマスクなどがあれば倒れている人の口と鼻にかぶせましょう。※ウイルスが飛散するのを防ぐためです。
- ④応急手当を行う人が複数おり、場所が室内の時は窓を開け室内の換気をしましょう。
- ⑤胸骨圧迫のみを行い、人工呼吸は行わないでください。なお、子どもの心停止に対しては、講習を受けて人工呼吸の技術を身につけており、人工呼吸を行う意思がある場合には実施してください。※子どもの心停止は、窒息や溺水など呼吸障害を原因とすることが多く、人工呼吸の必要性が高いためです。
- ⑥救急隊に引き継いだ後は、すぐに手と顔を石鹸で洗い、帰宅後は衣服を着替えましょう。※倒れた人の口と鼻にかぶせたタオルやマスクなどは直接触れずに破棄しましょう。

**障がい者支援施設等通所交通費助成（上期）の申請を受付中**

障がいのある方が、令和3年4月以降に町外で障害福祉サービスを利用した際の交通費の一部を助成しています。対象となる方は、期間内に必要書類などを持参のうえ、手続きをしてください。

■対象者

本町に居住し、清里町住民基本台帳に登録されている方で、令和3年4月から令和3年9月までに障がい者支援施設などに通所している障がい者、障がい児および保護者。

■助成の範囲

法令で定められている次のサービスを利用した場合に対象となります。

- ア 障害者総合支援法
- 生活介護
- 自立訓練
- 就労移行支援
- 就労継続支援
- イ 児童福祉法
- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 放課後等デイサービス

■助成額  
「鉄道が運行されている区間を通所する場合」  
鉄道旅客運賃の額（日数分の運賃と定期券購入額を比較して安価な額）  
「鉄道が運行されていない区間を通所する場合」  
居住地から施設までの距離1キロメートルにつき40円に日数を乗じて得た額  
※障がい児が「イ・児童福祉法」に係るサービスを利用する際は、同伴する保護者の鉄道旅客運賃額も対象となります。

※ほかの制度において助成を受けたものは対象外です。

■申請に必要な書類  
障がい者支援施設等通所交通費助成申請書（様式第1号）  
■受付締切 10月4日（月）  
■詳細と申請先  
保健福祉課福祉介護グループ（保健センター内）  
☎25-3847

**難病者等通院交通費助成（上期）の申請を受付中**

町では、難病者などの方に對して通院交通費を助成しています。

対象となる方は、期間内に必要書類などを持参のうえ、手続きをしてください。

■対象者

次の受給者証などの交付を受けている在宅の方で、令和3年4月から令和3年9月までに町外（道内）の医療機関に通院、通所された方

- 特定疾患（指定難病）・小児慢性特定疾病の医療受給者証
- 身体障害者手帳（1級・2級）
- 療育手帳（A判定）
- 精神障害者保健福祉手帳（1級・2級）
- 人工透析療法を受けている方（送迎サービスを受けている方は対象外です）
- ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療受給者証
- ※ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策

医療受給者証により助成を受ける方の助成額は交通費の2分の1をもとに算出します。

■支給要件

世帯の所得税額が4万円を超えない方および町税などの滞納がない方

■助成額

通院先までの区間のJR料金に、課税状況に応じて助成率（3段階）を乗じた額

■申請に必要な書類

通院交通費助成申請書、税情報調査同意書、印鑑、受給者証または手帳など

■受付締切 10月4日（月）

■詳細と申請先  
保健福祉課福祉介護グループ（保健センター内）  
☎25-3847



# 町営住宅の入居者を募集します

■申込期間（一般募集住宅）  
9月1日（水）～9月9日（木）  
※さつつる団地（1LDK）は、随時募集しています（申込期間の定めはありません）。

入居申込者に応じて、申込み時に必要となる書類が異なりますので、お早めの相談を願います。

公営住宅は一定所得を超える場合は申込みできません。また、所得に応じて4段階の住宅使用料が設定されます。（入居後に所得が基準額を超える場合は記載以上の住宅使用料となります）

※青葉団地・札進団地・札南団地・羽衣第2団地のお部屋については、申込み後に修繕を行うため、2カ月程度時間を要しますので、あらかじめご了承ください。

■入居資格  
①収入基準を満たしている方  
②住宅に困窮していることが明らかである方

③単身向け住宅については、居時の年齢が59歳以下の方  
④世帯向け住宅については、同居親族のある方  
⑤高齢者向け住宅については、概ね65歳以上で体が虚弱な方を有する世帯

※これ以外にも入居資格がありますので、詳しくは窓口でご相談ください。

■住宅使用について  
ペット（犬・猫などの小動物）の飼育は禁止しています。また、駐車場は各戸につき1台分です。

■問い合わせ  
町民課町民生活グループ  
☎25-3577



## ■公営住宅

団地名	所在地	世帯向け	居室	面積	月額家賃
青葉団地	緑町 22 番地 5	一般世帯向け ※単身入居要件有	3DK	238 号	8,600 円～12,800 円
札進団地	札弦町 51 番地 2		2DK	268 号	5,700 円～8,500 円
札南団地	札弦町 36 番地 3		2DK 3DK	212 号 217 号	4,300 円～6,500 円 5,500 円～8,200 円
はごろも団地	羽衣町 21 番地 10	一般世帯向け ※単身入居要件有	2DK	02-71 号	15,500 円～23,100 円
		一般世帯向け	2LDK	05-79 号	20,100 円～30,000 円
さくらんぼ団地	水元町 35 番地 5	一般世帯向け	3LDK	92-24 号	19,400 円～29,000 円
				93-35 号	18,600 円～27,800 円
				93-36 号	19,700 円～29,300 円
				93-39 号	19,700 円～29,300 円
			2LDK	94-46 号	18,900 円～28,100 円
				95-58 号 96-61 号	17,500 円～26,100 円 17,700 円～26,400 円
ひまわり団地	羽衣町 27 番地 21	一般世帯向け	3LDK	12-101 号	24,800 円～37,000 円
さつつる団地	札弦町 316 番地 5	一般世帯向け	2LDK	14-109 号	19,700 円～29,400 円

## ■特定公共賃貸住宅

さつつる団地 【随時募集住宅】	札弦町 316 番地 5	単身者向け	1LDK	96-642 号	21,000 円
				96-644 号	
				97-647 号	
リバーサイド団地	羽衣町 37 番地 3	単身者向け	1LDK	94-625 号	21,000 円
				94-628 号	
ふれあい団地	羽衣町 39 番地 4	一般世帯向け	2LDK	00-736 号	36,000 円
さくらんぼ団地	水元町 35 番地 5	一般世帯向け	3LDK	97-720 号	41,000 円

## ハイヤー利用助成券を交付しています

○運転免許証を所持していない75歳以上の方などに、ハイヤー利用助成券を交付しています。

○令和2年度に交付を受けた方には、既に令和3年度分の助成券を郵送しています。まだ届いていない方は、お手数ですが下記問い合わせ先までご連絡ください。

■申請・問い合わせ  
企画政策課まちづくりグループ  
☎25-2135

## あたたかなお気持ちありがとうございます

### 社会福祉協議会へ寄付

(老健きよさと・ケアハウスきよさと含む)

【寄付金】  
武山 ヒサエさん（新町）  
佐々木 栄子さん（神威第1）  
橋本 恒義さん（神威西）  
橋本 由美さん（神威西）  
梅村 都美子さん（神威南）  
田口 美恵子さん（緑）  
宮下 郁美さん（札幌市）

【お品物】  
美馬 廣子さん（向陽北）  
清里町農協青年部

### 特別養護老人施設へ寄付

【寄付金】  
佐々木 栄子さん（神威第1）

【お品物】  
清里町農協青年部



# 年金受給者などの生活の支援を行います 年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

老齢・障害・遺族基礎年金を受給している方で、令和3年度において、所得額が前年より低下したことなどにより、新たに年金生活者支援給付金の支給対象となる方には、令和3年9月頃から順次、日本年金機構から簡易な年金生活者支援給付金請求書（はがき型）をお送りする予定です（すでに年金生活者支援給付金を受給している方は新たな手続きは不要です）。

新たに年金生活者支援給付金を受け取るには、年金生活者支援給付金請求書の提出が必要です。

原則、お手続きいただいた翌月分から支給の対象となりますので、速やかな請求手続きをお願いいたします。

■支給要件  
次のすべての要件を満たしている方が対象です。

【老齢年金を受給している方】  
○65歳以上であること  
○前年の公的年金などの収入金額やその他の所得（給与所得や利子所得など）との合計額が約88万円以下であること

○同一世帯の全員が市町村民税非課税であること  
※障害年金・遺族年金などの非課税収入は含まれません  
※約78万円を超え約88万円以下の場合、「補足的老齢年金生活者支援給付金」が支給されません

【障害年金・遺族年金を受給している方】  
○前年の所得額が約47万円以下であること  
※障害年金・遺族年金などの非課税収入は含まれません  
※扶養親族などの人数に応じた増額されます

■問い合わせ  
北見年金事務所

